

西宮市立鳴尾児童館設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、あわせて情操を豊かにすることを目的として、鳴尾児童館(以下「児童館」という。)の運営について、その必要な事項を定める。

(設置)

第2条 児童館を次のように設置する。

名称 西宮市立鳴尾児童館
位置 西宮市笠屋町19番1号

(設置および運営)

第3条 設置および運営は西宮市が行う。

(使用の要件)

第4条 児童館を使用できる者は、本市内に保護者または扶養義務者のある児童、および市内の地域子供会、母親クラブ等児童の健全育成に関係ある団体とする。

(使用手続)

第5条 児童が個人使用する場合のほか、児童館を使用しようとする者は、児童館使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し許可を受けなければならない。

2 市長は前項の規定により申請書を受理し児童館の使用を許可したときは、児童館使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用の制限等)

第6条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、児童館への入館を拒み、若しくは退館を求め、または使用を許可せず、若しくは禁止することができる。

- (1) 児童の健全な育成を阻害するおそれのあるとき
- (2) この運営要綱の定める事項に違反したとき
- (3) 災害その他の事故により児童館の使用ができなくなったとき
- (4) 児童館の管理上支障があるとき

(使用時間および休館日)

第7条 児童館の使用時間および休館日は次のとおりとする。ただし市長が特別の利用があると認めるときは、臨時に休館し、若しくは休館日に開館しまたは使用時間を変更することができる。

(1) 使用時間

4月1日から9月30日まで午前10時から午後6時まで

10月1日から3月31日まで午前10時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 日曜日

ウ 1月2日、3日および12月29日、30日、31日

(使用者の遵守事項)

第8条 児童館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らねばならない。

- (1) 物品の販売をしないこと。
- (2) けん騒、その他これに類する行為で他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 市長の指示した事項に従うこと。

付 則
この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

付 則
この要綱は、昭和63年1月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年8月1日から施行する。